



【公的身分証は次の通りです（有効期限内の物に限る）】

- ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・パスポート ・学生証、生徒手帳、社員証（いずれも写真貼付のもの）
- ・健康保険等の被保険者証 ・マイナンバーカード（通知カードは不可） ・身体障害者手帳 ・知的障害者手帳
- ・精神障害者手帳 ・外国人登録証明書 ・在留カード 等

なお、以下の場合は委任状の提出は必要ありません。

- ・法定代理人（委任者が未成年者で、その親権者など）によるお手続きの場合
- ・委任者本人が死亡 または 疾病などの事情により自署が困難であり、それを証明する書面が提示できる場合。

【その他注意事項】

- ・クレジットカードと一体型のP A S M Oの場合は、代理人によるお手続きはできません。
- ・委任状（本紙）の内容とシステム登録が一致しない場合は、受付する事ができません。